



# 佐賀県公報

平成20年  
3月13日  
(木曜日)  
号 外

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 人事委員会事項

◎佐賀県職員及管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

則 (規則・二) 一

### 公安委員会事項

◎佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則 (規則・二) 一

## ○ 人事委員会事項

佐賀県職員及管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

### ◎佐賀県人事委員会規則第一号

佐賀県職員及管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

則

佐賀県職員及管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の公安委員会の警察本部の項中 「少年相談総合センター」所長 少年事件捜査指導官 を

「少年サポートセンター」所長 少年事件指導官 に改める。

附則

この規則は、平成二十年三月二十四日から施行する。

## ○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十三日

佐賀県公安委員会

委員長 薬師寺 宏 達

### ◎佐賀県公安委員会規則第二号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「電子計算機」を「電子計算組織」に改める。

第十一条第一項第四号中「捜査」の下に「及び調査」を加え、同条第二項中「少年相談総合センター」を「少年サポートセンター」に改め、同条第三項中「少年事件捜査指導官」を「少年事件指導官」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「指導」を削り、同項中第九号を第十一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 公判対応に関すること。

第十四条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 犯罪捜査に関する指導及び教養に関すること。

第三十条の二第一項中「及び生活安全部」を「生活安全部及び刑事部」に改め、同条に次の一項を加える。

5 刑事部理事官は、命を受け、第十四条の二第一項第二号及び第五号に掲げる事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

別表第一の一の表の佐賀県佐賀警察署の大和交番の項中「(大久保を除く。)」及び「(上戸田を除く。)」を削り、「大字八反原」の下に「、大字久留間、大字池上」を加え、同表の佐賀県鳥栖警察署の田代交番の項中「、萱方町(柳団地、

浅井アパートを除く。」を削り、同表の佐賀県鳥栖警察署の布津原交番の項中「(柳団地、浅井アパート)」を削り、同表の佐賀県唐津警察署の西唐津交番の項中「中山町」を削り、同表の佐賀県白石警察署の江北交番の項中「のうち、大字山口、大字八丁、大字下小田、大字佐留志、大字惣領分」を削り、同表の佐賀県鹿島警察署の鹿島中央交番の項中「浅井」を「浅浦」に改める。

別表第一の二の表の佐賀県佐賀警察署の中極警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県佐賀警察署の横江警察官駐在所の項中「(大字新田)」の下に「(草木田、桜木を除く。)」を、「福島」の下に「(麦新ヶ江)」を加え、同表の佐賀県佐賀警察署の久保田警察官駐在所の項中「(福島)」の下に「(麦新ヶ江)」を、「上恒安」の下に「(大字新田(草木田、桜木))」を加え、同表の佐賀県小城警察署の大地町警察官駐在所の項中「(戊)」を「(戊)」に改め、同表の佐賀県小城警察署の東多久警察官駐在所の項から南多久警察官駐在所の項までを次のように改める。

東多久	南多久	西多久	納所
〃	〃	〃	〃
多久市東多久町 大字別府	〃 南多久町 大字下多久	〃 西多久町 大字板屋	〃 〃
多久市のうち、東多久町(大字別府(別府一区から別府三区まで、古賀二区西、古賀三区、古賀山、古賀平、宝蔵寺、仁位所、羽佐間)、大字納所(石原))	多久市のうち、南多久町(中多久団地一区、中多久団地二区を除く。)	多久市のうち、西多久町(道祖元、浦町、西町、岡、桐岡を除く。)	多久市のうち、東多久町(大字別府(古賀一区、古賀二区東、旭ヶ丘、池ノ平、平和町、山ノ上、洪木)、大字納所(石原を除く。))

別表第一の二の表の佐賀県伊万里警察署の松浦警察官駐在所の項中「(松浦町、桃川)」を「(松浦町山形)」に改め、「(桃川、提川、中野原、山形)」を削り、同表の佐賀県伊万里警察署の瀬戸警察官駐在所の項中「(瀬戸町新浜)」を「(瀬戸町)」

に改め、「(釘島)、山代町」を削り、同表の佐賀県伊万里警察署の波多津警察官駐在所の項中「〃 波多津町」を「〃 波多津町辻」に改め、同表の佐賀県伊万里警察署の二里警察官駐在所の項中「〃 二里町」を「〃 二里町大里乙」に改め、同表の佐賀県伊万里警察署の黒川警察官駐在所の項中「〃 黒川町」を「〃 黒川町大黒川」に改め、同表の佐賀県伊万里警察署の山代警察官駐在所の項中「〃 山代町」を「〃 山代町久原」に改め、同表の佐賀県白石警察署の小田警察官駐在所の項を削り、同表の佐賀県鹿島警察署の古枝警察官駐在所の項及び同表の佐賀県鹿島警察署の七浦警察官駐在所の項中「(竹木庭)」を「(竹ノ木庭)」に、「(赤岩、白仁田、日当山)」を「(平仁田開拓、七開)」に改める。

別表第一の三の表の佐賀県小城警察署の項中「(中多久一区、中多久二区)」を「(中多久団地一区、中多久団地二区)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十年三月二十八日から施行する。

購読料 一か年三一、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月十三日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 榑古川総合印刷